

## 日タイ経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

公表番号	【輸入国管理方式】												
			平成19年度(注)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降	備考
23	甘しや糖みつ	1次 (枠内)	数量	—	—	4,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
			税率	7.65円／kg									
		2次 (枠外)	税率	15.3円／kg									
24	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	1次 (枠内)	数量	83,333	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
			税率	無税									
		2次 (枠外)	税率	6.8%									

(単位:トン)

公表番号	【輸出国管理方式】												
			平成19年度(注)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度以降	備考
20	生鮮バナナ	1次 (枠内)	数量	1,667	5,000	6,000	7,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
			税率	無税									
		2次 (枠外)	税率	10%, 20%									
21	生鮮パインアップル (900g未満のもの)	1次 (枠内)	数量	42	150	200	250	300	300	300	300	300	
			税率	無税									
		2次 (枠外)	税率	17%									
22	豚肉調製品	1次 (枠内)	数量	500	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
			税率	16%									
		2次 (枠外)	税率	20%									

(注)日タイ経済連携協定の発効が19年度途中の平成19年11月1日となることから、19年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の19年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量)÷12ヶ月×5ヶ月となっている。